

2009.11.24 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

H21 年度給与規則改定 減額調整措置は実施せず

組合では、10月上旬より職員給与規則の改定に関して法人と交渉を行ってきました。その概略を報告します。まず、10月9日に第1回の交渉を行い、法人側から人事院勧告(2009年8月)の説明(基本給および期末・勤勉手当の引き下げ等)を受けました。これを受けて、代議員会(10月19日開催)の意向も反映させた形で10月22日の第2回交渉に臨みました。交渉では、実態として本学の給与(主に職員)は国家公務員と同等レベルになっていない点などを挙げ、人事院勧告を適用しないよう強く要求しました。

11月9日の第3回交渉において、本学の給与規則改定案が提示されました。その内容は人事院勧告通りであり、整理すると以下の4点です。

(1) 基本給月額額の減額(若年層を除く): 平均 0.2%の引き下げ

(例えば一般職 3 級 53 号の場合: 月額基本給 317,800 → 317,300)

(2) 期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ: 2.35 ヶ月 → 2.20 ヶ月(マイナス 0.15 ヶ月)

(3) 住居手当の一部廃止: 自宅に関わる住居手当(いわゆる持家: 新築・購入後 5 年未満)の廃止(全教職員の 10%程度が対象)

(4) 減額調整措置: H21 年 4 月からこれまでに支給された給与等の合計額の 0.24%を 12 月期末手当から減額

交渉の席上で、改めて給与等の引き下げを実施しないよう要求し、その中でも減額調整措置については不利益遡及と捉える考え方もあり、実施しないよう強く主張しました。

11月16日の代議員会での意見も踏まえた上で、11月19日の第4回交渉を行いました。(1)(2)(3)に関する交渉は平行線のままでしたが、減額調整措置に関しては組合の要求が取り入れられ、今回の改定での実施は見送られました。

また、6月期のボーナスに関して、凍結された人件費については「箱物に使わない」「人件費相当に当てる」という要求を組合は続けてきました。そのような中で、11月6日に、教職員に対する研究・業務支援の臨時配分がありました。臨時配分された総額は、6月期のボーナスにおいて減額された総額に相当する金額であり、研究・業務の支援となるように、教員に対しては研究経費、職員に対しては各課への配分という形で実施された、との回答でした。